

岩手県告示第587号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり行う。

令和3年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 令和3年10月8日(金)午前10時から正午まで

(2) 場所 盛岡市内丸11番1号 岩手県盛岡地区合同庁舎8階大会議室

2 受験手続 受験願書を令和3年8月27日(金)から同年9月15日(水)までに岩手県環境生活部環境保全課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部環境保全課に問い合わせること。